

第7回八女市農業委員会総会議事録

1.	開催日時	令和7年7月8日（火）午後2時	
2.	開催場所	立花市民センター	
3.	出席農業委員（21名）		
	1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
	4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	10番 高山 和典
	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一	13番 仁田原 一太
	14番 八田 久男	16番 大津 達喜	18番 小川 哲朗
	19番 松本 敬介	20番 井手 洋一	21番 原 義博
	22番 丸林 京市	23番 堤 正義	24番 月足 靖彦
4.	出席最適化推進委員（14名）		
	1番 伊藤 正二	3番 橋爪 寿賀夫	4番 生武 光雄
	8番 馬場 一登	9番 末石 敏和	10番 平島 修
	13番 中嶋 壽敏	14番 松延 清隆	15番 室園 千秋
	16番 延 和洋	23番 馬渡 高人	29番 益本 秀明
	32番 東 正洋	33番 野田 和宏	
5.	欠席委員 農業委員（3名）		
	7番 平井 照也	15番 田形 隆徳	17番 伊藤 正博
6.	欠席委員 最適化推進委員（2名）		
	2番 池田 和本	30番 森 義則	
7.	議事日程		
第1	会議の成立		
第2	議事録署名委員の指名		
第3	議案の上程		
第4	議案の審議		
報告第	13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について		
議案第	33号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について		
議案第	34号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について		
議案第	35号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用 集積等促進計画の意見照会について		
報告第	14号 農地法施行規則第29条の規定による受理処分の取消願について		

- 報告第 15号 農地法施行規則第53条の規定による届け出について
 議案第 36号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 37号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞希 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 西原 佑美 上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 皆様こんにちは。ニュースや新聞報道でも流れておりますように、今年は梅雨明けがもの凄く早く、例年ですと7月の中下旬が福岡県の梅雨明けでしたけれども、今年は6月の27日に梅雨明けして、例年よりも20日以上早く梅雨明けしているような状況で、猛暑が続いております。先ほどからちらっと外を見たら雨が降っていたんですけども、パッと日が照ってきて雨が止んでしまっている状況でございます。日中は本当に猛暑続きでありますので、皆様方には十分体調に注意されて熱中症等に十分な対策を練ってもらいたいと思います。それでは本日は令和7年度第7回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参考くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名、

農地利用最適化推進委員 14名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、4番 牛島 孝之 委員、5番 仁賀木 義文 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願ひいたします。</p>
	<p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告3件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については18件です。総合計については、6ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地31筆のうち田17筆、畠14筆、合計面積27,648m²です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりますので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について番号1番の説明を最適化推進委員23番お願いします。</p>

推進委員 23番	<p>番号1番についてご説明いたします。こちらは、令和7年6月5日付で農地法3条の許可を受けてありました。しかし所有権移転売買で申請すべきところを、誤って所有権移転贈与で申請していただため、今回取消申請をされるものです。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
農業委員1 3番	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を農業委員13番お願いします。</p>
議長	<p>番号2番についてご説明いたします。こちらは、譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与ということで、令和7年5月8日付で農地法第3条の許可を受けられました。 しかし、譲り渡しより、贈与を取りやめたいとの申し出があったため、今回取消申請をされるものです。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。</p> <p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理に</p>

	について番号 1 番の説明を最適化推進委員 1 番お願ひします。
推進委員 1 番	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 3 番お願ひします。
推進委員 3 番	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 3 番お願ひします。
推進委員 3 番	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。

議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員3番お願いします。
農業委員 3番	番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員15番お願いします。
推進委員 15番	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望 と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、現在久留米市在住ですが、申請農地に隣接する土 地を併せて購入し、住宅を新築され八女市へ移住する予定です。 また、自家消費分の野菜を作付けされます。

議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 6 番の説明を農業委員 14 番お願いします。</p>
農業委員 14 番	<p>番号 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲り受け人は、レモン・オリーブを耕作され、自身が経営されている飲食店での使用及び販売の予定です。農業技術は、譲り受け人の妻の実家が農業をされておりそちらで習得されます。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>番号 7 番の説明を最適化推進委員 23 番お願いします。</p>
推進委員 23 番	<p>番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲り受け人は、栗を耕作されます。農業技術は譲り渡し人から習得され直売所へ出荷される予定です。</p>

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 14番	ひとつよかですか。
議 長	はい、14番。
農業委員 1 4番	さっきもこの案件が出てるみたいでしけれど、
議 長	議案が取消と今回のと出てきてるけん、ちょっと内容を説明してあげて。
事務局	それではご説明いたします。7ページの申請番号1番こちらは贈与の申請の取消になりますけれども、申請人が誤って贈与で申請されたので、一旦取り消して、今回の3条申請において売買によって申請されてあるところです。
議 長	はい、ほかにございますでしょうか。 なければ質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員32番お願いします。
推進委員 32番	番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。</p>
推進委員 3 2 番	<p>番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。</p>
推進委員 3 2 番	<p>番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員9番お願いします。</p>
推進委員 9番	<p>番号11番について説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 番号12番の説明を最適化推進委員13番お願いします。</p>
推進委員 13番	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の兄への贈与と、譲り受け人の弟より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>

推進委員 29番	番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を農業委員8番お願いします。
農業委員 8番	番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。申請地は、譲り受け人の自宅裏に隣接しており、自家消費分のタケノコを栽培される予定です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を最適化推進委員33番お願いします。
推進委員 33番	番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請で

	す。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員10番お願いします。
推進委員 10番	番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親より借受による10年間の使用貸借権設定の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利

	<p>用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は2件です。</p> <p>番号1番、売買による所有権移転です。</p> <p>番号2番、売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
事務局	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>報告第14号 農地法施行規則第29条の規定による受理処分の取消願について番号1番の説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。先月6月の総会にて、届け出の報告を行ったものが取消になります。碾茶工場施設用地として転用するために農地法施行規則第29条の規定による届け出をされておりましたが、今回申請人の個人申請から、農事組合法人からの申請にやり直すために取消願の届け出があつてあります。この件につきましては、先月の総会で説明申し上げましたが、直近の法改正があり、令和7年4月1日より、認定農業者が設置しようとする農業用施設が市町村の地域計画に位置づけられることを条件として、その認定農業者が農地に農業用施設を設置することで、周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと農業委員会が認めた場合については、転用面積の規模に関係なく、農地法に基づく農地転用許可は不要となり、農業委員会に届け出報告することとなつたので、この制度に基づく届け出となつております。以上でございます。</p>

議長	<p>はい、まず取消願が出ておりますのでこれについて質疑を行います。よろしいですか。質疑を終結します。</p> <p>本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>それではただ今の案件に繋がりますので、15ページをお願いします。</p> <p>報告第15号 農地法施行規則第53条の規定による届け出について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。先ほど説明を申し上げた制度に基づく届け出となっております。（議案書朗読）こちらを農事組合法人が売買で譲り受けられて、碾茶工場用地として利用するための届け出となります。この農事組合法人は認定農業者であり、隣接農地の同意もあり水利委員の承諾も得ております。設置しようとしている施設は、市の地域計画に位置付けられるところです。今回の届け出は、耕作を行うものが、自ら耕す農地を農業用施設等に転用する農地法施行規則第29条による届け出ではなく、耕作を行う者以外の者が農地を農業用施設等に転用する法規則第53条の届け出になっております。以上でございます。</p>
議長	<p>もう一度分かりやすく説明してください。</p>
事務局	<p>この制度について再度ご説明いたします。まず、農業用施設を建設する場合などは、これまで農業用倉庫200m²未満は届け出でいいというような事がありました。それで、その拡大という事で令和7年4月1日の農地法施行規則の改正で、200m²を超えるものでも、認定農業者が自ら行う場合につきまして、また、地域計画に位置づけられているという事は農振農用地ということになりますので、その中で建設される場合については、農地法5条や4条の許可が不要となりまして、届け出でいいことになっております。そのような改正が4月1日に行われておりますので、農業用施設関係についてはこのような取り扱いを今後させてい</p>

	ただきますのでよろしくお願ひします。
議長	はい、どうぞ。
	(それは面積は関係なく建てられるとですかの声あり)
事務局	お答えいたします。これまで 200 m ² までは届け出でいいという事になっておりました。それで今後は認定農業者であって、地域計画の範囲内の土地であれば、200 m ² を超えても面積の上限は無いという事ですね、改正がなっております。
議長	はい、12番。
農業委員1 2番	昔は近傍承諾書ばもらわやんってしようたじゃないですか。 今はいらんとですかね、
事務局	農地法上はですね、隣接農地の承諾というものは、法廷添付書類にはありません。ただ、農振地の中でありますものですから、農振地の色を変える、青地と通常いいますけれども、農振農用地から農業用施設を建設される場合には用途区分の変更というものがあるんですけれども、その処理を届け出の前にすることになりますので、その際には、隣接農地の承諾はいただいておるという事で整理をさせていただいております。
議長	制度の内容については改めて皆さん方に説明させて、今後またそういう事が出てくると思います。それでは質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 16ページをお願いします。 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内に

	ある農地であり、第2種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員4番	番号1番についてご説明いたします。申請地は花宗川にかかる津江橋から西へ約170メートルに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を駐車場および物置用地として利用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員15番お願いします。
推進委員15番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また雨水については自然流下です。なお隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議長	はい、なおこの案件は始末書が添えられております。 事務局より内容報告お願いします。
事務局	今回の無断転用につきましては、申請人が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 転用に至った経緯等を聞き取り、現地調査の後、指導を行っております。 「申請土地について、この度農地法第4条の申請をしておりますが、農地法の許可の必要性を知らず駐車場および物置用地として父の代より使用していました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでしたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします。」との内容でした。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
議長	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、北側の既存の資材置場等への進入路として、既存の施設敷地面積の2分の1を越えない施設拡張として転用するものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
農業委員2 2番	<p>続いて農業委員22番説明をお願いします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。申請地は南緒玉公民館から南西へ約150メートルに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を進入路用地として利用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議長	現地調査の報告を最適化推進委員16番お願いします。
推進委員1 6番	<p>6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また、雨水については、自然流下です。</p> <p>なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	この案件は始末書が添えられておりるので、内容報告お願いします。
事務局	<p>今回の無断転用につきましては、申請人が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。</p> <p>転用に至った経緯等を聞き取り現地調査の後、指導を行っております。</p> <p>「申請土地について、この度農地法第4条の申請をしておりますが、農地法の許可が必要と知らず資材置場への進入路用地として</p>

	父の代より使用していました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。今後は農地法を遵守し、この様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので申請を許可くださいますようお願ひいたします。」との内容でした。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議長	続いて最適化推進委員8番説明をお願いします。
推進委員8番	番号3番についてご説明いたします。申請地は下新庄公民館から東へ約160メートルに位置する農地です。（議案書朗読） この土地を専用住宅用地として利用するための申請です。 隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員16番お願いします。
推進委員16番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに南側水路に排水されます。

	<p>なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p> <p>この案件も始末書が添えられておりので内容報告お願ひします。</p>
事務局	<p>今回の無断転用につきましては、申請人が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。</p> <p>転用に至った経緯等を聞き取り、現地調査の後、指導を行っております。</p> <p>「申請土地について、この度専用住宅用地として農地法第4条の申請をしておりますが、農地法の許可が必要と知らず父の代より倉庫および進入路として使用していました。</p> <p>本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。</p> <p>今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願ひいたします。」との内容でした。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。はい4番どうぞ。</p>
農業委員 4番	<p>今の説明で倉庫をと言われましたけれど、全体計画図を見ると住宅と書いてあります。という事は、お父さんの代で倉庫を建てとったと、そこに本人さんも家を建てるという事ですか。</p>
事務局	<p>当初は現地にすでに砂利敷きされていて、お父様と転用申請者が土木業を営んでおりますので、その為の倉庫が建っておりました。そして6月26日に行った現地調査で倉庫を撤去していただくように指導して、倉庫を撤去していただいている状況になっております。</p>
農業委員 4番	<p>という事は、全体計画を見ると倉庫の後に4条を受けて住宅を建てられるということですか。</p>

	事務局 その通りです。
議 長	ほかにございますでしょうか。なければ質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか
(異議なしの声あり)	
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。なお、3件続けて始末書が出ておりますけれど、まあ、現地調査なり担当の農業委員さん、推進委員さん方には大変指導力を発揮いただきありがとうございます。確実にそういったところ、違反転用また、転用の具合もありますけれど状況を見ながら今後とも指導をお願いしたいと思います。
	はい、4番。
農業委員 4番	始末書を提出すればなんでも通る訳ではなくて、ちょっと言うなら2年くらいは何も作れませんよとか、そういうのはないとですか。始末書を出せば、すぐに家を建てる事ができるのですか。それとも1~2年は何も手をつけられないとか。
議 長	はい、3件にまたがる内容について始末書が出ておりますが、その案件について質問が出ておりますので答弁願います。
事務局	はい、お答えいたします。令和4年9月30日に農林水産省の農村政策部からですね、通知が来ておりまして、これは違反転用への適切な対応についてという事であります。内容を申し上げますと、違反転用の早期発見、それから早期是正が求められていますけれど、これは毎年農業委員さん方、推進委員さん方にも農地パトロールを行っていただいておりますけれど、そういったところで早期発見をお願いしたいというところでございます。 また今回の案件のように、既に農地から農地以外のものになっていた場合は無断転用になりますけれど、法に対して本当に無知だった場合もあります。一方では常習的に違反転用を繰り返してい

	たり、営利目的で転用してある案件も見受けられるところがあります。その内容はケースバイケースで、意味合いがですね、無断転用の中でも違ってくると思います。そういう場合は地域の農業委員さん方、今回は現地調査委員さん方の指導で上物である倉庫の撤去をお願いしたのですけれど、そういう事ができる場合、それから例えば家の一部が農地にかかってる、という場合は家は崩せないですよね、そういう場合もあると思いますので、地域において委員さんと事務局と現地調査をしながら判断していくのが適当ではないかと思います。この通知の中にもありますけれど、始末書がついたから追認するのではなくて例えば、申請者にどのような実態があったかどうかを詳しく調査して、追認できそうであるという事であればどこまで指導するのかという事がケースケースで変わってくると思われます。
議長	よろしいですか。十分加味しながら今後とも活動にあたっていただきたいと思います。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
議長	続いて農業委員18番説明をお願いします。
農業委員 18番	番号4番についてご説明いたします。申請地は上陽町北川内県道田主丸黒木線から、打越東西2号線に入り20メートルほどに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を事務所及び駐車場として利用する計画です。営農や周辺農地に与える影響は少ないと思われます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、特段問題ないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員5番お願いします。
農業委員	7月2日に現地調査を行った結果、雑排水は溜柵を経由し、油水

5 番	<p>分離層にて適正に処理したうえで排水、申請地北側の市道側溝へ排水される予定です。また、溜柵については定期的に点検等を行い、適切に管理されます。雨水については地下への自然透水及び自然流下により排水されます。</p> <p>隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存の駐車場の施設拡張のために、既存の施設敷地面積の2分の1を越えないものとして転用するものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。
推進委員 3 番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は豊福公民館より南へ240メートルほど進んだ農地です。 (議案書朗読)</p> <p>この土地を売買で譲り受けられて、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。</p>
議 長	続いて現地調査の報告を最適化推進委員15番お願いします。

推進委員 15番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議長	続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。
推進委員 3番	番号2番についてご説明いたします。申請地は長峰小学校より南へ200メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を売買で譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地3区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意があり、水利の承諾は得られています。北側にある土地改良区水路が流れている間は土地改良区水路上にかかる工事はしないことも確認出来ており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員14番お願いします。
推進委員	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化

14番	槽で処理され、雨水とともに南側水路へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて農業委員4番説明をお願いします。
農業委員 4番	番号3番についてご説明いたします。申請地は八女市馬場の総合体育館より北西へ120メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買で譲り受けられて、貸車両置き場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員14番お願いします。
推進委員 14番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。

	質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4番	番号4番についてご説明いたします。申請地は納楚の天満宮より西へ150メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を売買で譲り受られて、特定建築条件付売買予定地11区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意があり、水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員22番お願いします。
農業委員 22番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに北側水路へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題がないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員9番説明をお願いします。</p>
推進委員 9番	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は八女市長野の宮地嶽神社より北東へ170メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買で譲り受けられて、貸資材置き場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員16番お願いします。</p>
推進委員 16番	<p>6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 6 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 1 4 番説明をお願いします。</p>
推進委員 1 4 番	<p>番号 6 番についてご説明いたします。申請地は今福公民館より西へ 410 メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買で譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地 6 区画として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員 1 5 番お願いします。</p>
推進委員 1 5 番	<p>6月 26 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに南側および西側側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい 4 番。</p>
農業委員 4 番	<p>除外申請が出とったと思うんですけど、保留になったとですか。</p>
議 長	<p>事務局答弁お願いします。</p>
事務局	<p>今は除外地になっております。</p>

	<p>議 長 よろしいですね。はい。 ほかにありますでしょうか。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 15 番説明をお願いします。</p>
推進委員 15 番	<p>番号 7 番についてご説明いたします。申請地は鶴池公民館より西へ 140 メートルほど進んだ農地です。 (議案書朗読) この土地を売買で譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地 9 区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員 22 番お願いします。</p>
農業委員 22 番	<p>6 月 26 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側および北側水路へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号8番の農地区分の説明をお願いします。
議長	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
推進委員 15番	続いて最適化推進委員15番説明をお願いします。 番号8番についてご説明いたします。申請地は岡山小学校の西にある農地です。（議案書朗読）この土地を売買で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員14番お願いします。
推進委員 14番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題がないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

	続いて番号9番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議長	続いて最適化推進委員16番説明をお願いします。
推進委員 16番	番号9番についてご説明いたします。申請地はえのき台団地集会所より北へ100メートルにある農地です。（議案書朗読）この土地を賃貸借による資材置き場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員22番お願いします。
農業委員 22番	6月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

	続いて番号10番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため例外的に許可可能であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議長	続いて最適化推進委員29番説明をお願いします。
推進委員 29番	番号10番についてご説明いたします。申請地は田形公民館から南西へ350メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買により取得され、進入路用地として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議長	現地調査の報告を農業委員1番お願いします。
農業委員 1番	6月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下により北西側水路及び北東側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

	続いて番号11番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	番号11番についてご説明いたします。申請地はJAふくおか八女立花地区センターから東へ200メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を借り受けられ、店舗用地として使用するための申請です。隣接農地はありません。水利の承諾は得られております。
議長	現地調査の報告を農業委員1番お願いします。
農業委員 1番	6月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により処理され西側側溝へ排水され、雨水については、雨水枡を通じて西側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題がないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号12番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で公共施設、公益的施設が整備された区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

	続いて事務局より説明をお願いします。
議長 事務局	番号12番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所立花支所から西へ180mほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を売買により取得され、農家住宅及び農業用倉庫用地として使用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議長	現地調査の報告を農業委員1番お願いします。
農業委員 1番	6月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により処理され南側水路へ排水され、雨水については、雨水栓を通じて南側水路へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。
	（閉会宣言15時27分）

	議長	月足靖彦
事務局	4番	牛島孝之
	5番	仁賀木義文